



31消安第494号
令和元年5月17日

公益社団法人 日本農業法人協会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の公布
について（通知）

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（令和元年農林水産省令第2号。以下「改正省令」という。）が令和元年5月17日付けで公布されましたのでお知らせします。

つきましては、内容御留意の上、貴団体傘下の会員又は組合員に対し周知いただきますよう御協力をお願いします。

記

1 改正の概要

飼料の原料に含まれる農薬の成分である物質については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）別表第1の1の（1）のセの表において、飼料の原料に超えて含まれてはならない量（以下「残留基準」という。）が定められている。

今般、イミダクロプリド、クロルプロファミ及びフェノブカルブの残留基準を別紙のとおり改正する。

2 施行期日

改正省令は、公布の日（令和元年5月17日）から施行する（改正省令第1条関係）。ただし、イミダクロプリドに係るえん麦、大麦、マイロ及びライ麦並びにクロルプロファミの残留基準の改正は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する（改正省令第2条関係）。

(別紙)

1 イミダクロプリド

飼料の原料	飼料に含まれる農薬の残留基準 (mg/kg) (残留基準の対象物質：イミダクロプリド (親化合物のみ))	
	改正後	改正前
えん麦	<u>0.04</u>	0.05
大麦	<u>0.04</u>	0.05
小麦	<u>0.2</u>	0.05
とうもろこし	0.05	0.05
マイロ	<u>0.04</u>	0.05
ライ麦	<u>0.04</u>	0.05
牧草	0.5	0.5

(注) 小麦の残留基準の改正は、公布の日から施行する。えん麦、大麦、マイロ及びライ麦の残留基準の改正は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

2 クロルプロファミン

飼料の原料	飼料に含まれる農薬の残留基準 (mg/kg) (残留基準の対象物質：クロルプロファミン (親化合物のみ))	
	改正後	改正前
えん麦	<u>0.02</u>	(新設)
大麦	<u>0.02</u>	0.05
小麦	<u>0.02</u>	0.05
とうもろこし	0.05	0.05
ライ麦	<u>0.02</u>	0.05

(注) 公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

3 フェノブカルブ

飼料の原料	飼料に含まれる農薬の残留基準 (mg/kg) (残留基準の対象物質：フェノブカルブ (親化合物のみ))	
	改正後	改正前
えん麦	削る	<u>0.3</u>
大麦	削る	<u>0.3</u>
小麦	0.3	0.3
とうもろこし	削る	<u>0.3</u>
マイロ	削る	<u>0.3</u>
ライ麦	削る	<u>0.3</u>

(注) 公布の日から施行する。

※下線部は改正部分

(通知先一覧)

各都道府県知事

各地方農政局長

内閣府沖縄総合事務局長

北海道農政事務所長

全国農業協同組合中央会会長

全国農業協同組合連合会代表理事理事長

全国畜産農業協同組合連合会代表理事会長

全国開拓農業協同組合連合会代表理事会長

一般社団法人 全国農業会議所会長

一般社団法人 全国農業改良普及支援協会会長

公益社団法人 全国農業共済協会会長

公益社団法人 畜産技術協会会長

公益社団法人 中央畜産会会長

公益社団法人 日本農業法人協会会長

一般社団法人 日本くん蒸技術協会会長

一般社団法人 日本植物防疫協会理事長

一般社団法人 農林水産航空協会会長

一般社団法人 日本科学飼料協会理事長

公益社団法人 日本植物調節剤研究協会理事長

公益社団法人 緑の安全推進協会会長

公益財団法人 日本肥糞検定協会理事長

農業工業会会長

全国農業協同組合理事長

全国油脂事業協同組合連合会会長

一般社団法人 日本植物油協会会長

一般社団法人 畜産副産物協会会長

一般社団法人 日本飼料用米振興協会理事長

一般社団法人 日本穀物検定協会代表理事会長

一般社団法人 日本精米工業会会長理事

一般社団法人 全国食糧保管協会代表理事

一般社団法人 全国米麦改良協会会長

公益社団法人 米穀安定供給確保支援機構理事長

全国稲作経営者会議会長

全国米穀工業協同組合理事長

全国飼料卸協同組合理事長

一般社団法人 日本草地畜産種子協会会長

公益社団法人 配合飼料供給安定機構理事長
飼料輸出入協議会理事長
日本国際貿易促進協会会長
協同組合日本飼料工業会会長
全国肉牛事業協同組合理事長
全国肉用牛経営者会議会長
一般社団法人 全国肉用牛振興基金協会代表理事会長
一般社団法人 日本家畜商協会会長
全国酪農業協同組合連合会代表理事会長
一般社団法人 全国酪農協会会長
一般社団法人 中央酪農会議会長
一般社団法人 日本養豚協会会長
全国養鶏経営者会議会長
日本養鶏農業協同組合連合会代表理事会長
一般社団法人 全国鶏卵養鶏団体連合会代表理事会長
一般社団法人 日本鶏卵生産者協会会長
一般社団法人 日本食鳥協会会長
一般社団法人 日本種鶏孵卵協会会長理事
一般社団法人 日本養鶏協会会長
一般財団法人 日本食品分析センター理事長
一般財団法人 日本食品検査理事長
一般財団法人 生物科学安全研究所理事長
一般財団法人 残留農薬研究所理事長
一般財団法人 食品環境検査協会理事長

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター理事長
独立行政法人 家畜改良センター理事長
国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構理事長

内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課長
厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課長

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕

○民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律 (一)

〔二〕

○特許法等の一部を改正する法律 (三)
○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律 (四)

〔五〕

○電気通信事業法の一部を改正する法律 (五)

〔六〕

○電波法の一部を改正する法律 (六)
○子ども・子育て支援法の一部を改正する法律 (七)

〔七〕

○大学等における修学の支援に関する法律 (八)

〔政令〕

○電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 (四)

○平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令 (五)

○計量単位令の一部を改正する政令 (六)

〔条約〕

○社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定 (一)

〔省令〕

○電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令 (総務七)

○国土交通省・文部科学省関係アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行規則 (文部科学・国土交通)

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令 (農林水産)

〔告示〕

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき、内閣府本府所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととする件の一部を改正する件 (内閣府)

○外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件の一部を改正する件 (総務二)

○電波法施行規則第六條の二の三の規定に基づき同条に規定する総務大臣が別に告示する条件を定める件の一部を改正する件 (同二)

○社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の効力発生に関する件 (外務一)

本号で公布された法令のあらまし

○民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律 (法律第二号) (法務省)

一 民事執行法の一部改正関係

1 債務者の財産状況の調査

(一) 財産開示手続

財産開示手続の申立てに必要とされる債務名義の種類を見直し、金銭債権についての強制執行の申立てに必要とされる債務名義であれば、いずれの種類も債務名義にいても、財産開示手続の申立てをすることができるとするとともに、財産開示手続における手続進捗に対する罰則を強化することとした。(第一九七条第一項並びに第二二三条第一項第五号及び第六号関係)

(二) 第三者からの情報取得手続

執行裁判所が、金銭債権について執行力のある債務名義を有する者等の申立てにより、登記所、市町村等、金融機関等に対し、債務者の有する不動産、給与債権、預貯金債権等に関する情報の提供を命ずる手続を新設することとし、この手続の管轄、申立ての要件、情報の提供の方法、事件の記録の閲覧等の制限、情報の目的外利用の制限等に関する規定を設けることとした。(第二〇四条、第二二一条及び第二二四条関係)

(三) 不動産競売における暴力団員の買受け防止

暴力団員等に該当しないこと等の陳述を受けの申出をしようとする者が暴力団員等(暴力団員及び暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者)に該当しないことを陳述しなければ、することができないこととするともに、虚偽の陳述をした者に対する罰則を設けることとした。(第六五條の二及び第二二三条第一項第三号関係)

(四) 売却不許可事由等

不動産競売において、最高価買受申出人が暴力団員等に該当すること等を売却不許可事由とすることとし、執行裁判所が原則としてその判断のために必要な調査を都道府県警察に嘱託しなければならないこととした。(第六八條の四及び第七一條第五号関係)

3 子の引渡しの強制執行

(一) 子の引渡しの強制執行の方法及び要件

子の引渡しの直接的な強制執行は、執行裁判所が決定により執行官に子の引渡しを実施させる方法により行うこととし、この強制執行の申立ては、間接強制による強制執行を実施しても、債務者が子の監護を解く見込みがあるとは認められないとき等に該当するときは認められなければならないこととした。(第一七四条第一項及び第二二項関係)

(二) 執行官の権限等

執行官が債務者による子の監護を解くために必要な行為を行うためには、原則として債権者が執行場所に出頭することを要することとするともに、執行官が債務者による子の監護を解くために必要な行為として行うことができる行為の内容に関する規定等を設けることとした。(第一七五条関係)

(三) 執行裁判所及び執行官の責務

執行裁判所及び執行官が、子の引渡しの直接的な強制執行の手続において子の引渡しを実現するに当たっては、子の年齢及び発達程度のその他の事情を踏まえ、できる限り、当該強制執行が子の心身に有害な影響を及ぼさないように配慮しなければならないこととした。(第一七六条関係)

(四) その他の規律

債権執行事件の終了に関する規定
金銭債権を差し押さえた差押債権者が金銭債権を取り立てることができることとなった日から長期間が経過した場合には、執行裁判所が、一定の要件の下で、差押命令を取り消すことができることとした。(第一五五条第五項、第八項関係)

○農林水産省令第二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月十七日

農林水産大臣 吉川 貴盛

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

第一条 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。これに改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後				改 正 前			
別表第 1（第 1 条関係） 1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 (1) 飼料一般の成分規格 ア～ス (略)				別表第 1（第 1 条関係） 1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 (1) 飼料一般の成分規格 ア～ス (略)			
セ 次の表の第 1 欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 2 条第 1 項に規定する農薬をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、同表の第 2 欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第 3 欄に定める量を超えて含まれてはならない。				セ 次の表の第 1 欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 2 条第 1 項に規定する農薬をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、同表の第 2 欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第 3 欄に定める量を超えて含まれてはならない。			
第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄		第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
イミダクロプリド	(略) 小麦 (略)	(略) 0.2mg/kg (略)		イミダクロプリド	(略) 小麦 (略)	(略) 0.05mg/kg (略)	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
フェノチカルブ	(削る) (削る) (略)	(削る) (削る) (略)		フェノチカルブ	えん麦 大麦 (略) とうもろこし ライロ ライ麦	0.3mg/kg 0.3mg/kg (略) 0.3mg/kg 0.3mg/kg 0.3mg/kg	
(略)	(削る) (削る)	(削る) (削る)		(略)	(略)	(略)	
ソーツ (略) (2)～(5) (略) 2～5 (略)				ソーツ (略) (2)～(5) (略) 2～5 (略)			

第二条 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後				改正前			
別表第1(第1条関係) 1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 (1) 飼料一般の成分規格 ア～ス (略)				別表第1(第1条関係) 1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 (1) 飼料一般の成分規格 ア～ス (略)			
セ 次の表の第1欄に掲げる農薬(農薬取締法(昭和23年法律第82号)第2条第1項に規定する農薬をいう。以下同じ。)の成分である物質(その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。)は、同表の第2欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第3欄に定める量を超えて含まれてはならない。							
第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
イミダクロプリド	えん麦 大麦 (略)	0.04mg/kg 0.04mg/kg (略)	(略)	イミダクロプリド	えん麦 大麦 (略)	0.05mg/kg 0.05mg/kg (略)	(略)
(略)	ライ麦 (略)	0.04mg/kg 0.04mg/kg (略)	(略)	(略)	ライ麦 (略)	0.05mg/kg 0.05mg/kg (略)	(略)
クロルプロプラム	えん麦 大麦 小麦 (略)	0.02mg/kg 0.02mg/kg 0.02mg/kg (略)	(略)	クロルプロプラム	(新設) 大麦 小麦 (略)	(新設) 0.05mg/kg 0.05mg/kg (略)	(略)
(略)	ライ麦 (略)	0.02mg/kg (略)	(略)	(略)	ライ麦 (略)	0.05mg/kg (略)	(略)
ノーツ (略) (2)～(5) (略) 2～5 (略)				ノーツ (略) (2)～(5) (略) 2～5 (略)			

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。